

大住クラブ規約

第1条(名称)

名称は大住クラブとする。

第2条(目的)

当クラブは、互助の精神と少年の健全なる心身の向上を基本にスポーツを通じて信頼感を深め規則正しい指導のもとに基礎的な知識や技術を学び、それぞれの責任ある行動と礼節により、チームの和を強化することを目的とする。

第3条(設置)

当クラブは代表者宅におく。

第4条(運営)

当クラブを運営する執行機関は運営本部とし、運営役員は各会務を統括する。運営本部は下記の構成とし、運営本部長の招集により、定期的または不定期的に開催し、企画・運営・その他必要諸件を審議決定する。

第1項 運営本部は代表、副代表、運営本部長・運営役員にて構成するものとする。

①代 表: 1名(クラブの対外的交渉を主な任とする。)

②副代表: 若干名

(代表から委任された対外的交渉、または、対内的調整を主な任とする)

③運営本部長: 1名(クラブの運営本部の統括を主な任とする。)

④マネージャー: 若干名(クラブの運営・統括を主な任とする。)

顧問は運営本部の要請により運営本部会議に出席し、必要条件の審議に参画できるとする。また運営本部の招集により各監督も運営本部会議に出席し、必要諸件の審議に参画できることとする。

第2項 選出方法

①運営本部長、総会計は6年生チームから選出するものとする。

②マネージャーは原則として各チームの保護者から選出する。

③顧問は運営本部により選出するものとする。

④監督は原則として各学年の保護者から選出し運営本部がこれを承認する。

⑤監督はマネージャーを兼任することができる。

第3項 運営役員の任期については運営本部の協議により決定する。

第4項 当クラブは上記役員以外に所属連盟に派遣する協力役員を運営本部会議で必要に応じ決定した人数と総会計1名及び会計監査2名を置く。会計監査は役員以外の保護者から選出する。

第5条(所属・行事)

当クラブは全京都軟式野球連盟に加入し、連盟主催の大会に優先的に出場する。また、運営本部の認める行事(対外試合・社会見学・合宿等)を行う。

第6条(入退部)

- ①入部申し込みは規定の用紙に記入のうえ、マネージャー経由で代表へ提出し入団テスト及び当該チームの協議により決定する。
- ②退部申し出は規定の用紙に記入のうえ、マネージャー経由で代表へ提出する。

第7条(入会金)

入会金は入部の際、1500円とする。

第8条(会費)

会費は月額3000円とする。兄弟姉妹で在籍した場合、下の部員は月額2500円とする。但し、運営上必要な臨時経費については運営本部にて協議し、保護者総会の承認を得て徴収する事が出来る。

第9条(会費の納入)

会費は総会計宅へ毎月10日までに納入する。当クラブに納入した会費等については、原則的に返金しない。

第10条(会計報告)

会計報告は年1回とする。また会計監査は年1回とする。

第11条(保険加入)

当クラブ員はスポーツ安全傷害保険に加入する。当加入保険規定範囲外の責務は当クラブに無いものとする。

第12条(規定)

- ①別途クラブ会則を制定し、クラブ員及び保護者は遵守するものとする。
- ②会費等の滞納は原則として認めない。
- ③練習・クラブ行事における遅刻・無断欠席は原則的に認めない。
- ④各連絡事項・問い合わせ・その他一切の必要事項は各担当委員宅へ連絡する。

- ⑤各チームにて処置できない件については、運営本部にて協議し、処理もしくは決定する。
- ⑥各連絡事項は所定の連絡網により、なるべく保護者が行うようにする。
- ⑦練習・試合・チーム構成及び作戦上の権限は、監督及びコーチングスタッフにあるものとし、これらに関する異議申し立ては一切受け付けない。
- ⑧各保護者は当クラブの運営・行事の遂行に際して協力し、原則としてクラブ員と行動を共にすることとする。
- ⑨但し、都合により保護者が行動を共に出来ず他の保護者の車両で移動する場合がある。この時、万一交通事故等により傷害が発生しても運転者は同乗者に対してこの責を負わないものとする。

第13条(罰則)

当規約に反する場合は、運営本部決議により退部させることがある。

第14条(規約の改廃)

当規約の改廃は運営本部及び保護者総会の協議により行う。

第15条(施行)

当規約執行は保護者総会の承認を得て昭和55年11月23日より施行する。